

変化する画像の意匠法第7条（一意匠一出願）の判断基準

（「意匠審査基準」抜粋）

74.7.1.3 画像を含む意匠において、画像が変化する場合

画像を含む意匠において、画像は物品の部分の形態であるため、一つの意匠には原則一つの画像が表れる。このため、一つの出願に複数の画像が表わされている場合、一つの出願に複数の「画像を含む意匠」を包含し、意匠法第7条に規定する意匠ごとにした意匠登録出願と認められないものである。

ただし、意匠に係る物品の説明等の願書の記載及び願書に添付された図面の内容から、複数の画像が、同じ物品の機能を発揮するための操作の用に供される画像（以下、「同じ操作のための画像」という。）であり、かつ、形態的な関連性があるものと認められる場合は、これら複数の画像を含んだ状態で一つの意匠として認められる。

例えば、意匠登録を受けようとする意匠として、複数の図を用い画像が連続的に切り替わる様子が表わされている場合（いわゆるアニメーション効果を示すことを意図したものと認められる場合を含む。）、それら複数の画像全体で構成される一つの動く様子を含んだ意匠として認定するのではなく、複数の画像を含む意匠と認定した上で、それら複数の画像のうち、同じ操作のための画像であり、かつ形態的な関連性がある画像については、変化の前後を示す図とし、一つの意匠として取り扱える。

74.7.1.4 複数の画像が一意匠として認められるもの

複数の画像を含む意匠について、変化前の画像と変化後の画像が同じ操作のための画像であり、かつ、変化前の画像と変化後の画像とが形態的な関連性がある画像であると認められれば、これら複数の画像を含んだ状態で一つの意匠として認められる。

74.7.1.5 複数の画像が一意匠として認められないもの

異なる操作のための複数の画像や、形態的な関連性の認められない複数の画像については、これら複数の画像を含んだ状態で一つの意匠とは認められない。

一意匠とは認められない複数の画像を含む意匠に対しては、第7条の要件を満たさないものと認められる（新法施行後の出願については、従来の画像を含む意匠についても同様に取り扱う。）。なお、一意匠として認められない画像を表わす図のうち、意匠の理解を助けるために用いることのできるものについては、参考図とすることが認められる。

74.7.1.5.1 異なる操作のための複数の画像

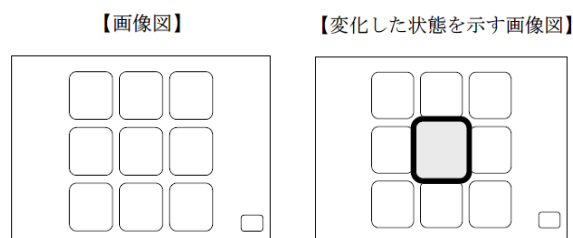
変化前の画像により発揮させる物品の機能と変化後の画像により発揮させる物品の機能が異なる場合等、異なる操作のための複数の画像を含む意匠は、一意匠とは認められない。

74.7.1.5.2 形態的な関連性がない複数の画像

変化の前後で、レイアウトが大きく異なる場合、変化に伴い図形等が新たに表れる（又は消失する）場合等、変化の前後の態様に形態的な関連性が認められない複数の画像を含む意匠は、一意匠とは認められない。

①複数の画像が一意匠として認められるもの

【複数の画像が一意匠として認められる例1】

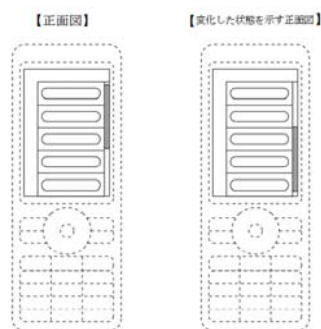


※その他の必要な図等は省略。

【意匠に係る物品】 入退室管理者

【意匠の説明】（略）変化した状態を示す画像図は、指定したアイコンの形状が変化した状態を示すものである。

【複数の画像が一意匠として認められる例 2】



スクロールにより住所録の個別情報が変化するものの、同じ操作のための画像と認められる。また、スクロールに伴う図形等の増減がなく、レイアウトも同様のため、形態的関連性が認められる。したがって、二つの画像を含む意匠は一意匠として認められる。

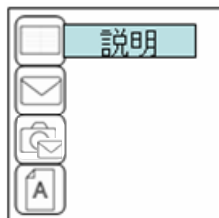
※その他の必要な図等は省略。

【意匠に係る物品】 携帯電話機

【意匠に係る物品の説明】 (略) 正面図及び変化した状態を示す正面図に表わされた画像は、通話機能を発揮できる状態にするために、住所録から通話先を選択する操作のための画像である。

【意匠の説明】 (略) 実線で表された部分が部分意匠として意匠登録を受けようとする部分である。画像部の右端のスクロールバー部分は上下に動くものである。

【複数の画像が一意匠として認められる例 3】



【正面部分拡大図】



【変化後を示す正面部分拡大図】

指定されたアイコンにあわせ説明の位置が移動するものの、画像全体では、同じ操作のための画像と認められる。また、図形等の増減がなく、形態的関連性が認められる。したがって、二つの画像を含む意匠は一意匠と認められる。

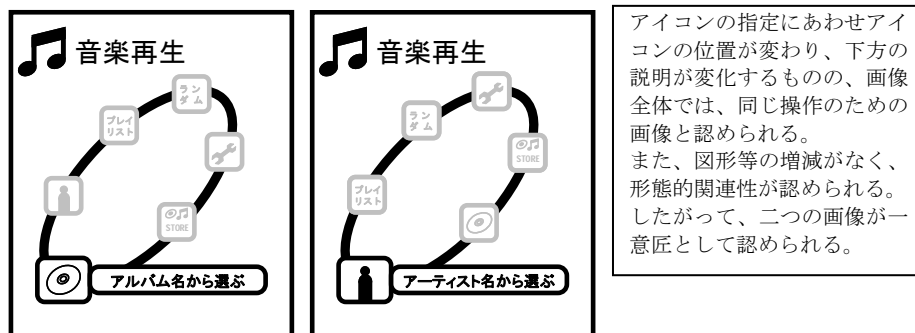
※その他の必要な図等は省略。

【意匠に係る物品】 携帯電話機

【意匠に係る物品の説明】 (略) 正面部分拡大図及び変化後を示す正面部分拡大図に表わされた画像は、携帯電話機のメール機能を発揮できる状態にするために用いることができる。

【意匠の説明】 (略) 正面部分拡大図及び変化後を示す正面部分拡大図に示したように、それぞれの操作作用図形等が指定されると、当該操作作用図形等の説明も連動して移動する。

【複数の画像が一意匠として認められる例4】



【正面部分拡大図】

【変化後を示す正面部分拡大図】

※その他の必要な図等は省略。

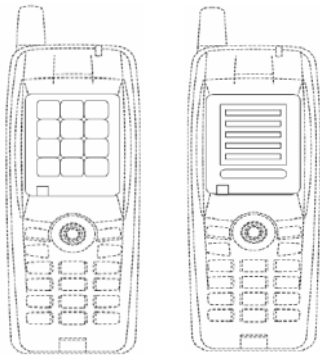
【意匠に係る物品】音楽再生機付き携帯電話機

【意匠に係る物品の説明】(略) 正面部分拡大図及び変化後を示す正面部分拡大図に表わされた画像は、携帯電話機の音楽再生機能を発揮できる状態にするために、いずれの情報に基づき再生を始めるかを選択するために用いる。

【意匠の説明】(略) 正面部分拡大図及び変化後を示す正面部分拡大図に示したように、それぞれの操作用図形等が指定されると、当該操作用図形等の説明も連動して変化する。

②複数の画像が一意匠として認められないもの

【形態的な関連性がなく、複数の画像が一意匠として認められない例 1】



【正面図】

【変化後を示す正面図】

※その他の必要な図等は省略。

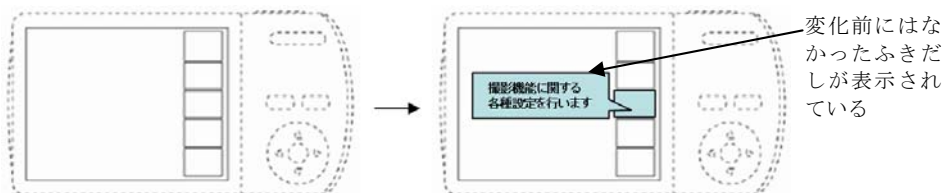
【意匠に係る物品】 携帯電話機

【意匠に係る物品の説明】 (略) 正面図及び変化後を示す正面図に表わされた画像は、通話先の選択方法を選択するための操作に用いる。

【意匠の説明】 (略) 正面図の右の列の最も下のボタンを押すと、変化後を示す正面図に示すように、リスト表示に切り替わる。

※変化後を示す正面図は、参考図として残すことも認められる。

【形態的な関連性がなく、複数の画像が一意匠として認められない例 2】



【正面図】

【変化後の状態を示す正面図】

※その他の必要な図等は省略。

【意匠に係る物品】 携帯情報端末

【意匠に係る物品の説明】 (略) 正面図に表わされた画像は、撮影機能のためにカメラの起動や、設定を行う操作に用いる。

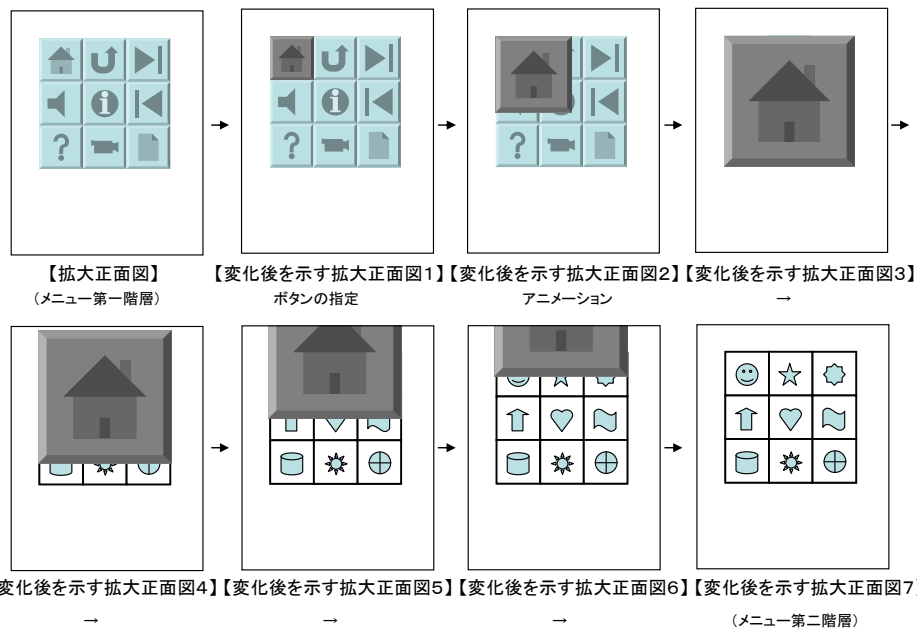
【意匠の説明】 (略) 変化後の状態を示す正面図に示したように、いずれかの操作用図形等を指定した状態で一定時間が過ぎると、当該操作用図形等により設定できる内容についてふきだし状の説明が表示される。

※変化後の状態を示す正面図は、参考図として残すことも認められる。

【複数の画像の中に、異なる操作のための画像であり、かつ形態的関連性がない画像及び操作の用に供されるものとは認められない画像が含まれるため、複数の画像が一意匠として認められない例3（複数の順次切り替わる画像が表わされた場合）】

【意匠に係る物品】 携帯電話機

【意匠に係る物品の説明】（略）通信機能进行操作する際に表示される画像を示す。



※この場合、一つの動画として認定はしない。その上で、複数の画像については、例えば、拡大正面図及び変化後を示す拡大正面図1については同じ操作のための形態的関連性のあるものと認められるため、これら二つの画像を含む意匠を一つの意匠と認められるが、拡大正面図と変化後を示す拡大正面図7とは異なる操作のための画像であり、形態的関連性も認められないため、これら二つの画像を含んだ状態で一つの意匠とは認められない等、画像ごとに比較し、一つの意匠と認められる範囲について判断する。

なお、複数の意匠が含まれるとして意匠法第7条の拒絶理由を通知する場合、それら複数の画像を含む意匠に、画像が物品の機能を発揮するための操作の用に供されるものとは認められず、意匠法第3条の要件を満たさない画像を含む意匠が含まれるときは、その旨をなお書きとして記載する。

※一意匠として認められない画像を表わす図のうち、意匠の理解を助けるために用いることのできるものについては、参考図とすることが認められる。